

国内で新型コロナウイルス感染症拡大が確認された場合

1. 児童の健康状態の把握

- ①家庭と連携して、児童の登校前の検温と体調などチェック表を利用して把握する。
- ②体温が37.5℃以上の児童は、登校せず、自宅で静養させる。状況により、かかりつけ医を受診・相談するよう保護者に伝える。
- ③37.5℃以上の児童・教職員が発生した場合は、すぐに学校教育課に連絡する。容体の経過を随時報告する（養教→校長→市教委）。

2. 日常の教育活動 「密閉・密集・密接」のそれぞれを極力避ける

(1) 校内の環境衛生の確保

- ①登校後、速やかにチェック表を確認し、児童の健康状態を把握する。検温していない児童は、即座に保健室で検温する（使用した体温計は1回ごとにアルコール消毒する）。欠席や遅刻・早退した児童の健康状態を、毎日、教職員で情報共有する。（当面、毎日終礼を行う）
- ②養護教諭は、速やかに各学級の健康観察結果の集計・分析を行い、管理職に報告する。
- ③座席の間隔をできるだけ広げる（前後左右1m程度）とともに、接触をさける机の配置・向きとする。
- ④休み時間ごとに教室の窓とドアを5～10分開放し、室内の換気を十分行う。
- ⑤直接手に触れる机、イスの背もたれ上部、ドアノブ、スイッチ、手すりなどを、毎日、消毒液で拭き取りを行う。（放課後に担任が教室の拭き取り。中休みに教務が廊下、階段手すり、特別教室のドアノブなどの拭き取り。）
- ⑥校内では、常にマスクを着用する。忘れた児童には配布する。
- ⑦手洗い・うがい、消毒液での手指の消毒、咳エチケットなどの基本的な対策を徹底する。

(2) 授業

- ①近距離の会話や発声を避けるために、グループ活動やペア活動などを行わない。
- ②3学年以上が集まる行事は、校庭で実施する。雨天の場合は、中止とするか、体育館で換気を十分行って実施する。
- ③2学年が集まる授業や行事は、一人一人の間隔を空ける、密接接触しない、換気を十分に行う、ことを徹底する。
- ④共同で使用する器具や用具、ICT機器等を使用する場合は、使用前後に手洗いや消毒を行う。
- ⑤国語では、全体やグループによる音読・群読は避ける。
- ⑥体育は、校庭で行うことを基本とする。雨天等、体育館を使用する場合は、換気を十分に行う。また、身体的な接触を伴う行動を避ける。
- ⑦音楽では、教室や音楽室で行う場合は、合唱やリコーダー・メロディオンなどの合奏は当面行わない。合唱やリコーダー・メロディオンなどの合奏は、校庭や体育館（換気を十分にとる、児童の間隔を空ける）で行う。

(3) 給食

- ①給食の配膳を行う児童に対して、下痢・発熱・腹痛・嘔吐等の症状の有無，衛生的な服装をしているか，手指は確実に洗浄したかなど，毎日，確実に点検する。
- ②児童全員が食事前の手洗いや手洗い後の清潔なハンカチを使用した拭き取りを徹底する。会食にあたっては，机を向かい合わせにしない，会話を控えるなどを徹底する。

(4) 清掃活動

- ①清掃に当たっては，水ふき清掃を基本とする。(教室においても) 清掃後の手洗い・うがい・消毒液による除菌を確実にしているか確認する。
- ②鼻をかんだティッシュや使用したマスク等はビニール袋に入れ密閉して捨てる。

(5) 学校行事

①入学式・卒業式

- ・かぜのような症状がある方には参加しないことを徹底するとともに，参加者の手洗い・咳エチケット・アルコール消毒液による消毒，こまめな換気の実施等の感染症拡大防止の措置を講ずるとともに，参加人数を最小限に抑えることや，会場の参加者のスペースの確保を行い，内容を精選して式典全体の時間を短縮する等，開催方式を工夫して実施する。

②始業式・終業式・修了式

- ・校庭で実施することを基本として，児童同士の距離を十分確保して行う。内容を必要最低限にしぼる。雨天時は，体育館で児童同士の距離を確保して行う。状況に応じて，校内放送により教室で実施する。

③修学旅行・林間学校（泊を伴う行事）

- ・国の緊急事態宣言が取り消され，感染が一定程度終息したと見られる段階となったと判断できるまで，延期とする。修学旅行については，特定警戒都道府県に指定されている地域に行かないよう方面を変更する。

(6) 校外活動

- ①バスや公共交通機関を使う行事は，当面実施しない。
- ②換気が悪く人が密集する場所での学習活動は行わない。

(7) 健康診断

- ①定期健康診断並びに各種検査・検診については，感染症予防策を講じて，延期も含めて，学校医・学校歯科医との十分な協議のうえ実施する（6/30までの実施に限らない）。

3. 学校外・休日の過ごし方

- ①不要不急の外出は行わないよう指導する。
- ②やむを得ず外出する場合は，三密の条件が重なる場所を徹底的に避けるよう事前に指導する。
- ③規模の大小にかかわらず，換気の悪い密閉空間において近距離で会話する場所やイベント，ゲームセンターやカラオケなどの遊戯施設，友人宅への外出は行わないよう指導を徹底する。

4. 教職員の服務

- ①教職員は，直接児童に接する立場にあることから，より厳密な体調管理に努めるとともに，出勤

前の検温を確実にを行い、体調不良の際には休暇を取得するなど出勤について十分注意を払う。(37.5℃以上は出勤しない)

②教職員についても、不要不急の外出は行わない。

③緊急事態宣言が出されるなど感染拡大により臨時休業の措置がとられた場合は、接触機会の低減を図るため、市教育委員会の指示により、在宅勤務となる場合がある。この場合は、勤務であるので、教育公務員としての自覚をもって行動するとともに、動静表を作成し、在宅勤務の執務内容や勤務の始業・終業時刻を報告するものとする。

5. 感染症またはその疑いのある（濃厚接触者を含む）児童生徒または教職員が発生した場合

①学校（校長並び養教）から、市教育委員会・学校医・保健所・県教育庁保健体育課に速やかに報告する。（様式9を使用）

②当該児童を学校保健安全法第19条に基づく出席停止とする。また、他の児童生徒については、濃厚接触者にあたりと特定された場合、同条に基づく出席停止とする。

③当該職員の場合は、感染症まん延防止休暇（特別休暇）を取得し、治療・療養する。（14日間）

④設置者が、保健所と相談の上、臨時休業（14日間）を実施するか検討を行う。

⑤臨時休業の実施が決定された時点で、早急に児童を下校させる（緊急メールにて保護者に連絡し引き取りを要請する）。また、臨時休業する旨とその期間を緊急メールで通知するとともに、検温等児童の健康管理の徹底や家庭での感染拡大予防への協力を依頼する。

⑥臨時休業中は、職員は基本的には勤務し、次の業務を行う。

- ・保健所の指導を受けながら、消毒作業を行う。
- ・保健所と連携して濃厚接触者の洗い出しのために、陽性判定児童からの聞き取りに協力する。
- ・担任は定期的に児童または保護者と連絡をとり、体調や生活の状況について詳細に把握する。

⑧臨時休業中における児童への学習支援、保護者への支援等は、市教育委員会と協議する。

⑨職員の勤務については、感染症拡大の状況に応じて、市教育委員会の指示により、在宅勤務や時差出勤を行うものとする。

油断しない、徹底する、ささいなことを見逃さない、心配事を見つけたら声を上げる、常に共有する、そして、コロナに負けない！